

令和 7 年度 千葉県下水道協会 排水設備工事責任技術者 登録更新・更新講習延期案内

この申請の対象者は、千葉県下水道協会から 2025 年 3 月 31 日有効期限の「排水設備工事責任技術者証」の交付を受けている方で、都合により更新手続きが完了していない方を対象とするものです。

令和 7 年度に実施する更新講習を行うことを条件に資格を継続しますので下記により申請して下さい。
更新申請手続き及び更新講習が完了しない場合は、資格を喪失する場合がありますので御注意下さい。

【排水設備工事責任技術者証】

登録更新申請手続きをした方には、「排水設備工事責任技術者証（プラスチックカード）」交付までの間有効な「仮排水設備工事責任技術者証（紙カード）」を交付します。（プラスチックカードは、一括作成しますので、申請時期によって交付が翌年度になります。）

1 更新講習の実施方法の変更について

（現在の実施方法）登録更新申請者が千葉市民会館大ホールで「更新講習会」を受講しています。

↓

当日会場で「排水設備工事責任技術者証」を交付しています。

（令和 7 年度からの実施方法）

「更新講習会」は開催しません。

登録更新申請書類と併せて講習用テキストと関連問題を送付します。

YouTube に接続して「更新講習動画」を各自視聴し、問題に解答して登録更新申請書類と解答と一緒に事務局へ郵送します。（YouTube の配信期間には制限があります。YouTube の視聴が困難な場合は講習用テキストにて講習して下さい。）

「排水設備工事責任技術者証」は、一括作成後にレターパックにて郵送します。

2 登録更新申請書類 提出済みの方

登録更新申請書類を提出したが、未受講で講習延期の申立書を提出していない。

次の①～④を事務局へ提出（郵送）して下さい。

③の送付先に更新講習資料が届きましたら各自講習を実施して、問題の解答を事務局宛に提出（郵送）して下さい。

- ①「排水設備工事責任技術者登録更新・更新講習延期 申立書」（該当 1）
- ②「仮排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル
- ③「登録更新申請・講習資料等」送付宛名ラベル
- ④「排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル

3 登録更新申請書類 未提出で更新を希望する方

登録更新申請書類を未提出で、講習延期の申立を行っていない。

（1）「登録更新申請・更新講習案内」書類一式が手元に有る場合

申請書類一式と次の①～④を一括で事務局へ提出（郵送）して下さい。

③の送付先に更新講習資料が届きましたら各自講習を実施して、問題の解答を事務局宛に提出（郵送）して下さい。

- ①「排水設備工事責任技術者登録更新・更新講習延期 申立書」（該当 2）
- ②「仮排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル
- ③「登録更新申請・講習資料等」送付宛名ラベル
- ④「排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル

(2) 「登録更新申請・更新講習案内」書類一式がない場合

次の①～③を事務局へ提出（郵送）して下さい。

③の送付先に更新申請・講習資料等が届きましたら各自講習を実施して、問題の解答と申請書類一式を事務局宛に提出（郵送）して下さい。

- ①「排水設備工事責任技術者登録更新・更新講習延期 申立書（該当2）
- ②「仮排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル
- ③「登録更新申請・講習資料等」送付宛名ラベル

4 登録更新申請書類 未提出で当分の間申請及び講習ができない方

特別な事情により登録更新申請及び更新講習ができない。

次の①を事務局へ提出（郵送）して下さい。

提出により資格は喪失しませんが、資格は一時停止します。

申請可能な状況になりましたらご本人様が事務局へ連絡して下さい。

- ①「排水設備工事責任技術者登録更新・更新講習延期 申立書（該当3）

5 講習延期の受付期間

令和8年1月31日（土）（当日消印有効）までとさせていただきます。

6 注意事項

- (1) やむを得ない理由で「申立書」が提出できない場合は、事務局まで御連絡下さい。
- (2) 郵送受付期限を過ぎた場合や、提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、更新手続きが完了せず、技術者証が交付できない場合があります。
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、事務局へご連絡下さい。

7 書類提出先

○郵便料金

定形 50g 以内 110 円
 定形外 50g 以内 140 円
 定形外 100g 以内 180 円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

千葉市中央区千葉港 1-1
 千葉市役所 下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行
 （登録更新申請・更新講習延期申立書 件在中）

電話番号 043 (245) 6112

8 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内

TEL. 043-245-6112 URL <http://www.jswa-chiba.jp/>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関すること
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること
- 市町村等における排水設備工事業務に関わること

